



県章

# 滋賀県公報

平成20年(2008年)  
7月18日  
号外  
金曜日

毎週月・水・金曜 3回発行

## 目次

○ 監査委員公告	
監査結果の公表公告 .....	1

## 監査委員公告

### 監査結果の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により平成20年5月21日に提出のあった住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり公表する。

平成20年7月18日

滋賀県監査委員	森	茂	樹
〃	終	勝	次
〃	平	居	新 司 郎
〃	宮	村	統 雄

### 住民監査請求に係る監査結果

#### 第1 監査の請求

##### 1 請求の要旨(請求文)

##### 第1. 請求の要旨及び求める措置

滋賀県知事は、芹谷ダム及び北川第一ダム事業の執行として公金を支出してはならないとの勧告を求める。

##### 第2. 請求の理由

1. 請求人らは、滋賀県の住民であり、芹川及び安曇川の近辺に居住するものである。

2. 改正前の河川法16条は、河川管理者(建設大臣)に水系ごとの河川工事の実施の基本計画(工事実施基本計画)の作成義務を課していたところ、平成9年に河川法を改正し、治水、利水のための河川工事の際に環境への配慮を行うだけでなく、河川環境の整備と保全を河川管理の目的に内在化させる方向に転換し、治水、利水、環境の総合的な河川整備を行うこととした。

3. 平成9年河川法改正により、河川法16条1項は、「河川管理者は、河川整備基本方針を水系ごとに定めること」、16条2項は「河川管理者は河川整備基本方針に沿って河川整備計画を定めること」とされた。

これは、河川法改正により、従来の「工事実施基本計画」に変えて、事業に着手する前に水系ごとの河川整備基本方針、河川整備計画の策定を河川管理者に義務付けたものである。

この法律に従って、現在、淀川水系河川整備基本方針と河川整備計画が、河川法16条の2第3項により設置された淀川水系流域委員会(宮本博司委員長)のもとで策定されつつある。

4. 淀川水系河川整備基本方針及び淀川水系河川整備計画はまだ策定されておらず、芹川ダムについて、河川管理者たる知事が策定する湖東圏域河川整備計画、

北川第一ダムについて、湖西圏域河川整備計画は、いまだ計画決定されていない。

5. ところで、河川法改正による附則(平成9年6月4日法律第69号)第2条第1項は「この法律の施行の日以後この法律による改正後の河川法(以下「新法」という。)第16条第1項の規定に基づき当該河川について河川整備基本方針が定められるまでの間においては、この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の河川法(以下「旧法」という。)第16条第1項の規定に基づき当該河川について定められている工事实施基本計画の一部を、政令で定めるところにより、新法第16条第1項の規定に基づき当該河川について定められた河川整備基本方針とみなす。」、第2項は「この法律の施行の日以後新法第16条の2第1項の規定に基づき当該河川の区間について河川整備計画が定められるまでの間においては、この法律の施行の際、現に旧法第16条第1項の規定に基づき当該河川について定められている工事实施基本計画の一部を、政令で定めるところにより、新法第16条の2第1項の規定に基づき当該河川の区間について定められた河川整備計画とみなす。」とされているところ、昭和46年12月(平成6年6月部分改訂)の建設省河川局作成の「淀川水系工事实施基本計画」には、芹谷ダム(旧栗栖ダム)はおろか芹川については何らの工事計画も存在しない。また、「安曇川(中略)の流入河川については、築堤、護岸等を施行し」とあるだけで、北川第一ダムについては何らの計画もない。平成6年6月の部分改訂の段階でも、なお、両ダムは何ら決められていない。

芹谷ダム(旧栗栖ダム)、北川第一ダムについては、影も形もない。ちなみに、国施行の丹生ダム、大戸川、天ヶ瀬ダムについては、同計画にのせられている。

芹谷ダム(旧栗栖ダム)、北川第一ダムは、平成4年と平成元年に国庫補助事業として採択されたが、その後、平成6年の部分改訂に際しても、両ダムは淀川水系工事实施基本計画に載せられていない。

よって、上記附則によって、この淀川水系工事实施基本計画をもって、両ダムについて河川整備計画とみなすことはできない。

6. 改正河川法は、河川整備計画の策定について、学識経験者の意見の聴取を義務付けて、河川管理についての住民参加の道を開いたものであるところ、河川整備計画の策定が義務付けられているのに、河川整備計画の策定なしにダム建設事業を進めることは河川法に違反する。

河川整備計画が決まらないのに、ダム建設事業を進めることは法的にはできないものである。

7. 請求人吉原稔が知事に河川整備計画が策定されていないのに事業を実施できるとする法的根拠について質問したところ、知事は、平成20年5月13日付で、国の補助事業であるので、国の意見を聞いたうえでとして、

「芹谷ダム、北川第一ダム建設事業の法的根拠について

淀川水系工事实施基本計画(昭和46年12月(平成6年6月部分改訂))の3.河川工事の実施に関する事項計画(2)主要な河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される主要な河川管理施設の機能の概要(ロ)野洲川等において、『その他安曇川、愛知川、姉川、宇曾川等の流入河川については、築堤、護岸等を施行し、丹生ダムを建設するとともに必要なダム建設について調査、検討のうえ決定する。』と定められています。

本件の芹谷ダム、北川第一ダム建設事業については、この工事实施基本計画に基づき進めているところであります。なお、工事实施基本計画については、河川法改正による付則(平成9年6月4日法律第69号)第2条第2項が適用されているものであります。」

と回答しているが、これでは法的根拠を説明したことにならない。

8. しかるに、県は、芹谷ダム(旧栗栖ダム)については平成4年3月、北川第一ダムについては平成元年、いずれも国の建設事業採択を受けて、国庫補助事業としてスタートした。

北川ダム建設事務所、芹谷ダム建設事務所を設置して、建設事業を進めている。平成18年度には、

「治水ダム事業の推進	627,454,000円
北川治水ダム(工事用道路工事他)	372,054,000円
芹谷治水ダム(地質調査他)	255,400,000円」

の事業を実施し、平成20年度には、

「ダム関係公共事業

当初予算見積額(前年度予算額) 611,378,000円(1,340,226,000円)

県営ダム建設事業については、流域治水の観点からの検討と併行して、ダム建設に係る地域生活に必要な道路の安全対策や基礎調査を実施する。」としている。

9. よって、芹谷ダム、北川第一ダムについて、河川整備計画がないのに、事業を進めることは違法不当であるので、違法不当な事業を執行するために公金を支出することは、県民に損害を与えることになる。よって、ダム事業の執行のための財務会計上の行為である公金支出の差止を求め、その旨の勧告を求めて本請求に及んだものである。

## 2 請求者

大津市 吉原 稔 外6名

## 3 請求のあった日

平成20年5月21日

## 第2 請求書の受理

本件請求は、法定要件を具備しているものと認め、平成20年6月10日に受理を決定した。

## 第3 監査

### 1 請求人の証拠の提出および陳述

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第6項に規定する証拠の提出および陳述については、請求人からこれらを行わない旨の意思表示があったため、実施しなかった。

### 2 監査の実施

職員措置請求書の内容より、監査対象機関を土木交通部河川開発課とし、関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

## 第4 監査の結果

### 1 監査の対象に係る違法性または不当性についての請求人の主張

請求人は、職員措置請求書によると、芹谷ダム建設事業および北川第一ダム建設事業(以下「本件事業」という。)について、河川整備計画ははまだ策定されておらず、また、昭和46年12月に建設省河川局が策定した淀川水系工事実施基本計画には、本件事業については何らの計画もないことから、河川法の一部を改正する法律(平成9年法律第69号。以下「改正法」という。)附則第2条第2項の規定により同基本計画をもって本件事業に係る河川整備計画とみなすことはできないものであり、河川整備計画なしに本件事業を進めることは河川法(昭和39年法律第167号)に違反し、本件事

業の執行に係る公金の支出も違法・不当であるとの理由から、知事に対し、本件事業の執行に係る公金の支出を差し止める措置を求めていると解されるので、以下これらについて判断する。

## 2 事実関係の確認

監査対象機関である土木交通部河川開発課に対する監査を実施するとともに職員から事情を聴取したところ、以下のとおりであった。

### (1) 芹谷ダム建設事業について

#### ① 芹谷ダムの概要

- |         |                         |
|---------|-------------------------|
| 1) 位置   | 滋賀県犬上郡多賀町水谷地先           |
| 型式      | 重力式コンクリートダム             |
| 堤高      | 52.0m                   |
| 計画高水流量  | 770m <sup>3</sup> /s    |
| 総貯水容量   | 5,600,000m <sup>3</sup> |
| 有効貯水容量  | 5,530,000m <sup>3</sup> |
| 洪水調節容量  | 5,530,000m <sup>3</sup> |
| 2) 総事業費 | 398億円                   |
| 3) 目的   | 洪水調節                    |

#### ② 事業の経緯

- |        |   |
|--------|---|
| 昭和38年度 | 予備調査着手  |
| 昭和46年度 | 淀川水系工事実施基本計画策定  |
| 昭和47年度 | 琵琶湖総合開発事業計画決定   |
| 昭和60年度 | 国庫補助事業新規採択、実施計画調査着手   |
| 平成4年度  | 建設事業採択  |
| 平成10年度 | 滋賀県公共事業評価監視委員会が、事業継続が妥当と判断する意見を提出   |
| 平成13年度 | 第1回淡海の川づくり検討委員会(芹川部会)開催<br>第1回芹川川づくり会議開催<br>第2回芹川川づくり会議開催<br>第3回芹川川づくり会議開催<br>第4回芹川川づくり会議開催<br>第2回淡海の川づくり検討委員会(芹川部会)開催<br>第5回芹川川づくり会議開催<br>第3回淡海の川づくり検討委員会(芹川部会)開催<br>ダム形式を河床部穴あきダムに変更、ダムサイトを本川から水谷川へ変更 |
| 平成14年度 | 第6回芹川川づくり会議開催<br>第4回淡海の川づくり検討委員会(芹川部会)開催  |
| 平成15年度 | 淡海の川づくり検討委員会(湖東圏域)開催<br>芹谷(栗栖)ダム建設事業に関する基本協定締結<br>滋賀県公共事業評価監視委員会が、事業継続が妥当と判断する意見を提出   |
| 平成16年度 | 淡海の川づくり検討委員会(湖東圏域)開催  |
| 平成17年度 | ダム施設等の調査設計、地質調査<br>湖東圏域河川整備計画(案)に対する関係市町長の意見聴取  |

- 平成18年度 ダム施設等の調査設計、地質調査、補償調査  
第7回芹川川づくり会議開催
- 平成19年度 ダム施設等の調査設計、地質調査、補償調査  
第8回芹川川づくり会議開催  
第9回芹川川づくり会議開催

③ 平成20年度予定事業内容

- ・ダム施設等の調査設計、水理模型実験、補償調査等、滋賀県公共事業評価監視委員会の開催
- ・予定事業費269,676千円

(2) 北川第一ダム建設事業について

① 北川第一ダムの概要

- 1) 位置 滋賀県高島市朽木麻生地先  
型式 台形CSGダム  
堤高 51.2m  
計画高水流量 2,100m<sup>3</sup>/s  
総貯水容量 10,400,000m<sup>3</sup>  
有効貯水容量 10,000,000m<sup>3</sup>  
洪水調節容量 10,000,000m<sup>3</sup>
- 2) 総事業費 430億円(北川第二ダムに係る事業費を含む)
- 3) 目的 洪水調節

② 事業の経緯

- 昭和46年度 淀川水系工事実施基本計画策定
- 昭和47年度 琵琶湖総合開発事業計画決定
- 昭和48年度 予備調査着手
- 昭和61年度 国庫補助事業新規採択、実施計画調査着手
- 平成元年度 建設事業採択
- 平成6年度 環境影響評価書公告  
北川第一ダム建設事業に関する基本協定締結
- 平成9年度 北川ダム等建設事業全体計画建設大臣認可  
北川第一ダム建設事業に伴う損失補償基準にかかる協定締結
- 平成10年度 滋賀県公共事業評価監視委員会が、事業継続が妥当と判断する意見を提出
- 平成11年度 工事用道路着手  
北川第一ダム周辺地域整備事業の実施に関する覚書締結
- 平成13年度 ダム形式を河床部穴あきダムに変更  
第1回安曇川川づくり会議開催  
第2回安曇川川づくり会議開催  
第3回安曇川川づくり会議開催
- 平成14年度 第1回淡海の川づくり検討委員会(安曇川部会)開催
- 平成15年度 第2回淡海の川づくり検討委員会(安曇川部会)開催  
淡海の川づくり検討委員会(湖西圏域)開催  
滋賀県公共事業評価監視委員会が、事業継続が妥当と判断する意見を提出
- 平成16年度 ダム施設等の調査設計、地質調査
- 平成17年度 ダム施設等の調査設計、地質調査

平成18年度 ダム施設等の調査設計、地質調査、猛禽類環境調査  
平成19年度 ダム施設等の調査設計、地質調査、猛禽類環境調査

③ 平成20年度予定事業内容

- ・猛禽類の環境調査、環境影響評価、工事用道路工事等、滋賀県公共事業評価監視委員会の開催
- ・予定事業費259,702千円

(3) 本件事業の対象となる河川の河川法における位置づけについて

芹谷ダムは芹川の支川である水谷川に、北川第一ダムは安曇川の支川である麻生川に、それぞれ設置が予定されている。

芹川、水谷川、安曇川および麻生川は、いずれも河川法第4条第1項、第9条第2項、「河川法第4条第1項の水系及び一級河川を指定する政令(昭和40年政令第43号)」および「河川法第9条第2項の規定により一級河川の指定区間を指定する件(昭和40年建設省告示第901号)」に基づく指定区間内の一級河川であり、滋賀県知事が管理している。

(4) 本件事業の河川法における位置づけについて

① 平成9年の河川法改正について

改正法による改正前の河川法(以下「旧河川法」という。)においては、河川管理者は、水系ごとに工事実施基本計画を策定しておくこととされていた(旧河川法第16条第1項および第2項)。

しかし、河川環境の整備と保全を求める国民のニーズに的確に応え、また、河川の特性と地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進するためには、地域との連携が不可欠であるとの認識の下で、これまでの工事実施基本計画の制度を見直し、新たな計画制度が創設されることとされ、改正法による改正後の河川法(以下「新河川法」という。)においては、河川管理者は、河川工事および河川の維持についての基本となるべき河川整備基本方針を定め(新河川法第16条第1項)、また、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について河川整備計画を定めることとされた(同法第16条の2第1項)。

② 河川整備基本方針および河川整備計画について

河川整備基本方針は、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的な管理が確保できるように定めなければならないことから、一級河川についての同基本方針は、水系ごとに国土交通大臣が自ら作成するものとされている。また、同基本方針は、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものであり、ダムや堰など具体的な計画は、河川整備計画として策定することとされている。(河川法研究会編著「改訂版 逐条解説 河川法解説」p.82、83)

芹川(水谷川を含む。以下同じ。)および安曇川(麻生川を含む。以下同じ。)に係る河川整備基本方針は、平成19年8月に国土交通省河川局が策定した淀川水系河川整備基本方針であるが、同基本方針は淀川水系全体に係る主に国直轄管理区間に関する長期的な河川整備の方針が示されているものであり、個々の具体的な計画は河川整備計画において示されることとなる。

滋賀県知事が管理する河川の河川整備計画は、県内を8つの圏域に分割して定めることとしており、芹川に係る河川整備計画は湖東圏域河川整備計画、安曇川に係る河川整備計画は湖西圏域河川整備計画であるが、現在、両計画ともに策定

作業中であり、新河川法第16条の2の規定に基づき、関係住民、学識経験者からの意見聴取等を実施しているところである。

河川整備計画については改正法附則第2条第2項により経過措置が設けられており、新河川法第16条の2第1項の規定に基づき河川整備計画が定められるまでの間においては、旧河川法第16条第1項の規定に基づき既に定められている工事実施基本計画の一部を、政令で定めるところにより、新河川法第16条の2第1項の規定に基づき定められた河川整備計画とみなすこととされている。

これを受けて、河川法施行令の一部を改正する政令(平成9年政令第342号)附則第2条第2項は、工事実施基本計画のうち同政令による改正前の河川法施行令(昭和40年政令第14号。以下「旧河川法施行令」という。)第10条第2項第三号ロに係る部分、すなわち、「主要な河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される主要な河川管理施設の機能の概要」に係る部分を、河川整備計画とみなすと規定している。

### ③ 淀川水系工事実施基本計画における本件事業の位置づけについての河川開発課の見解

淀川水系工事実施基本計画の「3.(2)主要な河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される主要な河川管理施設の機能の概要」には、「その他安曇川、愛知川、姉川、宇曾川等の流入河川については、築堤、護岸等を施工し、丹生ダムを建設するとともに必要なダム建設について調査、検討のうえ決定する。」と記載されている。

本件事業の実施を予定している水谷川および麻生川は、ともに「その他安曇川、愛知川、姉川、宇曾川等の流入河川」に含まれ、淀川水系工事実施基本計画の対象河川に含まれるものである。

また、芹谷ダムおよび北川第一ダムの建設については、水谷川および麻生川を管理している滋賀県知事が、調査、検討の結果、治水対策上必要なダム建設として決定したものであるが、これは、琵琶湖総合開発計画における琵琶湖流入河川の治水対策の一環として計画したものである。

琵琶湖総合開発計画は、滋賀県知事が、琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47年法律第64号)の規定に基づき、その案を作成し、県議会の議決を経て、昭和47年10月17日に国土庁長官を通じて内閣総理大臣に提出したものであり、同年12月22日に内閣総理大臣により決定され、本件事業は同計画に基づく事業として位置づけられた。同計画決定の経緯は次のとおりである。

昭和47年8月	琵琶湖総合開発計画案について、関係市町村長および関係府県知事へ意見照会
昭和47年9月	琵琶湖総合開発計画案に係る公聴会開催
昭和47年10月	県議会で琵琶湖総合開発計画案を議決 知事が琵琶湖総合開発計画案を内閣総理大臣へ提出
昭和47年12月	内閣総理大臣が琵琶湖総合開発計画を決定

また、同法第2条第3項において、同計画は、淀川水系工事実施基本計画と調和が保たれたものでなければならずと規定されており、この規定に基づき定められた琵琶湖総合開発計画における本件事業は、淀川水系工事実施基本計画との調和が保たれたものである。

以上のことから、本件事業は、淀川水系工事実施基本計画に基づいて実施している事業であるといえる。

### 3 判断

本件請求について、事実関係の確認に基づき協議を行ったが、最終的に意見の一致を見ることができず、法第242条第8項の規定による合議が整わなかったため、監査の結果については、決定をなし得なかった。

なお、参考として各監査委員の意見を添付する。

#### 終委員、平居委員、宮村委員の意見

住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関または職員について、違法もしくは不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行もしくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、または公金の賦課・徴収もしくは財産の管理を怠る事実（以下「財務会計行為」という。）があると認めるとき、当該財務会計行為の防止・是正を図るため、当該団体の住民に対し監査および必要な措置を講ずべきことについて請求することを認めたものである。したがって、本来、住民監査請求において監査委員の監査の対象となるのは、違法または不当な財務会計行為そのものについてである。

本件請求において請求人は、本件事業の執行に係る公金の支出が違法・不当である理由として、本件事業を進めることが河川法に違反しているものであること、すなわち、財務会計行為の前提または原因となる非財務会計行為（以下「先行行為」という。）の違法性・不当性を主張しているものと解される。

このような先行行為の違法性・不当性を主張してなされた住民監査請求については、前述の住民監査請求制度の趣旨や、法第75条が直接請求の一つとして事務の監査請求の制度を別途設けていることとの整合性等を考慮して取り扱うべきである。

仮に、住民監査請求において、先行行為が違法・不当であれば直ちに財務会計行為も違法・不当となると解して、すべてその対象とすると、結果的に住民監査請求によって広く行政一般の可否を問うことができることになり、住民監査請求の対象を財務会計行為に限っている法の趣旨・目的を逸脱することになる。

これらのことから、先行行為の違法性・不当性を主張してなされた住民監査請求については、先行行為の性質や先行行為と財務会計行為の関係等を総合的に考慮し、当該財務会計行為が違法性・不当性を帯びることとなるような重大かつ明白な違法性・不当性が先行行為に認められるかどうか、という観点から判断すべきであると思料される。

そこで、先行行為である本件事業の実施に重大かつ明白な違法性・不当性が認められるかどうかについて判断する。

本件請求において請求人は、淀川水系工事実施基本計画において、本件事業について具体的に記述されていないことをもって、同計画を改正法附則第2条第2項の規定に基づき本件事業に係る河川整備計画とみなすことはできないと主張し、したがって本件事業は河川法に基づく計画において位置づけられておらず、本件事業を進めることは違法・不当であると主張していると解される。

しかしながら、工事実施基本計画は、水系ごとに、水系全体の総合的な河川の管理を確保するという観点に立って定められるものであること（旧河川法第16条第2項）、旧河川法施行令第10条第2項は、同計画において定めるべき事項を「当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」（同項第一号）、「河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項」（同項第二号）、「主要な地点における計画高水位、計画横断形その他河道計画に関する重要な事項」（同項第三号イ）、「主要な河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される主要な河川管理施設の機能の概要」（同号ロ）と規定していることから、旧河川法は、水系における河川工事を全て同計画において網羅的に列挙することを要請しているものではないと解される。

これを受けて同計画では、河川管理者が、当該水系に係る河川の総合的管理の確保を図るため、同計画に具体的に明記されているもの以外であっても、必要な河川工事につ



いては、調査・検討の上決定し実施することも想定されているところである。

本件事業の実施が予定されている水谷川および麻生川については、事実関係の確認(3)のとおり、管理権限は滋賀県知事に属するものであり、本件事業の実施については、芹川流域および安曇川流域における過去の洪水被害の状況等を考慮し、知事はその権限と責務により総合的に判断した上で、県議会における琵琶湖総合開発計画案に係る審議を通じて決定されたものである。また、その決定を踏まえて、淀川水系工事实施基本計画の策定者たる建設大臣による国庫補助事業採択および建設事業採択を受けるという一連の経緯を経て事業が実施されてきたという経緯を勘案しても、本件事業の実施が淀川水系工事实施基本計画の内容および趣旨・目的を逸脱したものと断定することはできない。

以上のことから、請求人が主張するように、同計画において、本件事業に関する具体的な記述がないことのみをもって、本件事業を進めることが河川法に違反しているとまで断ずることはできず、本件事業の実施に重大かつ明白な違法性・不当性があるとは認められないことから、本件事業の執行に係る公金の支出が違法・不当であるとする請求人の主張には理由がない。

#### 森委員の意見

監査対象機関である土木交通部河川開発課は、淀川水系工事实施基本計画の「3.(2) 主要な河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される主要な河川管理施設の機能の概要」には、「その他安曇川、愛知川、姉川、宇曾川等の流入河川については、築堤、護岸等を施工し、丹生ダムを建設するとともに必要なダム建設について調査、検討のうえ決定する。」と記載されていることをもって、本件事業は淀川水系工事实施基本計画に基づいて実施している事業であるとしている。

しかし、ダムおよび堰は主要な河川工事と解するべきであって、このようなものについては、工事实施基本計画において具体的に明示するべきであるにもかかわらず、淀川水系工事实施基本計画において本件事業の具体的な明示は何一つないのであるから、本件事業は同計画に基づくものとはいえない。

また、河川開発課は、本件事業は琵琶湖総合開発計画において計画されており、所要の閣議決定、県議会の議決等の適切な手続も踏んでおり、さらに、琵琶湖総合開発特別措置法第2条第3項において、同計画は淀川水系工事实施基本計画と調和が保たれたものでなければならないとされているから、これは本件事業が淀川水系工事实施基本計画との調和が保たれていることの証左だとする。

しかし、両計画は別個の計画である。琵琶湖総合開発計画は下流の水資源を確保する代わりに、琵琶湖周辺の開発を行うことを目的として制定されたものであり、具体的な内容としては、各事業の予算付けと、いわば補助金かさ上げの意味が極めて大きいものがあつた。すなわち、同計画自体が河川整備を主要な目的としたものではなかつたのである。

したがって、工事实施基本計画との調和を図るというのなら、本件事業について淀川水系工事实施基本計画に書き込むべきであり、そこに書かれていてこそ、淀川水系工事实施基本計画と琵琶湖総合開発計画とが調和しているかどうか判断できるのであつて、淀川水系工事实施基本計画に具体的に明示されていない以上、琵琶湖総合開発計画と調和しているかどうかを確認することはできないのである。

以上のことから、本件事業の実施は河川法に違反する行為であり、本件事業の執行に係る公金の支出は許されないというべきである。

